

ID: 401

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	高額介護予防サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第61条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第61条及び政令第29条の2の2の規定による。 (高額介護予防サービス費の支給) 第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。 介護保険法施行令 (高額介護予防サービス費) 第29条の2の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第59条の2の規定が適用される場合にあつては80分の100、法第60条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第1市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第2市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。 2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が3万7200円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から3万7200円を控除して得た額に要支援被保険者按(あん)分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2の2第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。 3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が3万7200円を超えるときは、当該得た額から3万7200円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。 4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が1万5000円を超えるときは、当該得た額から1万5000円を控除して得た額を高額介護予防	

サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

- 5 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項及び次項において同じ。)の所得について、第1号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の12月31日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。))を有する者にあっては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額が145万円以上であるときは、同項中「3万7200円」とあるのは、「4万4400円」とする。
 - (1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額
 - (2) 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の12月31日において16歳未満の控除対象者の数を33万円に乗じて得た額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を12万円に乗じて得た額の合計額
- 6 前項の規定は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する全ての第1号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の収入の合計額が520万円(当該世帯に属する第1号被保険者が1人である場合にあっては、383万円)に満たない場合には、適用しない。
- 7 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「3万7200円」とあるのは、「2万4600円」とする。
 - (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第9項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
 - (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「3万7200円」とあるのを「2万4600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
- 8 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「3万7200円」とあるのを「1万5000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「3万7200円」とあるのは、「1万5000円」とする。
- 9 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額が、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万

5000円を控除して得た額とする。

- 10 居宅要支援被保険者が法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。
- 11 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 12 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 13 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間

30日

備考

介護指導給付係

設定年月日

平成 27 年 7 月 1 日

最終変更年月日

平成 29 年 10 月 1 日